

縦覧・閲覧制度をご利用ください

	閲覧制度	縦覧制度
制度概要	固定資産税の納税義務者が、自己の所有する資産が記載された課税台帳を見ることができ、所有する土地・家屋を納税義務者ごとにまとめた台帳（名寄帳）を閲覧することができます。	固定資産税の納税者が、平成24年度の「土地価格等縦覧帳簿」や「家屋価格等縦覧帳簿」に記載された市内の他の土地や家屋の評価額との比較を通じて、自己の資産の評価額の適正さを判断できるように設けられている制度です（償却資産は縦覧の対象ではありません）。 また、平成24年度で土地の評価額の下落修正を行った地区の一覧表や、路線価図などもご覧になれます。
平成24年度分縦覧期間および閲覧開始日	4月2日(月)から開始します。(土、日曜日、祝日を除く) 8時45分～17時15分。	4月2日(月)～5月31日(木) (土、日曜日、祝日を除く) 8時45分～17時15分。
手数料	1件につき250円 ただし縦覧期間中(4月2日～5月31日)は現年度分限り無料	無 料
対 象	1 固定資産税の納税義務者（個人の場合は同居の家族を含む。法人の場合は代表者） 2 納税義務者の代理人 3 納税管理人 4 借地人・借家人などの、土地・家屋について使用や収益を目的とする権利（対価が支払われるものに限る）がある方。ただし、権利と関係ない土地・家屋は閲覧できません。	1 固定資産税の納税者（個人の場合は同居の家族を含む、法人の場合は代表者） 2 納税者の代理人 3 納税管理人 ※土地を所有していない方や土地に対し課税されていない方は「土地価格等縦覧帳簿」を縦覧できません。また、家屋を所有していない方や家屋に対し課税されていない方は「家屋価格等縦覧帳簿」を縦覧できません。
場 所	市役所本庁舎1階資産税課8・9番窓口。	
窓口で必要なもの		
個人の場合	本人であることを証明できるもの（運転免許証など）。	
法人の場合	代表者印もしくは代表者印を押印した委任状（様式は任意）と代表者もしくは代理人であることを証明できるもの（運転免許証など）。名刺などでは閲覧できません。	
代理人の場合	委任状（様式は任意）と代理人であることを証明できるもの（運転免許証など）。	
納税管理人の場合	本人であることを証明できるもの（運転免許証など）。	
借地人・借家人などの場合	本人であることを証明できるもの（運転免許証など）と権利関係を証明する書類など（賃貸借契約書など）。	

市街化調整区域の土地利用は事前にご相談を

市街化調整区域は、市街化を抑制する区域であるため、建物の建築や土地の使い方などに厳しい制限があります。

市街化調整区域内における建物を含む土地利用については、事前にご相談ください。

詳細 区画整理指導課開発指導担当

☎381-1043

